令和８年９月大和市議会第３回定例会第１日

令和８年８月２７日提出

請　願　文　書　表	
番号　　８－２	受付　令和８年８月１８日
件名 生活保護受給者の逝去に伴う貸主（大家）へのリスク負担軽減及び大和市独自の支援制度構築に関する請願書	
紹介議員 石田　裕	

【趣旨及び現状】

１．貸主側の善意によるケアと過度な負担

生活保護受給者の中には、身寄りが実質的になく、貸主が本来の業務を超えて日々の介護手配や見守り、行政との連携を善意で引き受けているケースがあります。しかし、本人が逝去した途端に全てのアフターケアが貸主に丸投げされる現状があります。

２．預貯金があるにもかかわらず清算できない不条理

故人の口座に原状回復費用や残置物撤去費用を支払えるだけの預貯金（保護費の蓄え等）が残されている場合であっても、死亡による口座凍結や、相続人の特殊な事情（ＤＶによるシェルター入所等）により、貸主が正当な費用を受け取れない構造的欠陥が存在します。

３．行政の「一切関与しない」運用の不誠実さ

生活援護課等に相談しても「死亡時点で保護廃止」の一点張りで、契約解除手続や残置物撤去（御遺骨や位牌）の事務手続のサポートすら行われません。葬祭扶助（火葬・埋葬）までは公費で対応する一方で、賃貸契約に伴う事後処理のリスクを全て民間に転嫁する姿勢は極めて不誠実と言わざるを得ません。

【請願項目】

１．大和市独自のセーフティーネット制度の創設

生活保護受給者等を受け入れた貸主が、孤独死や残置物処理で重大な損失を出さないよう、大和市独自の「残置物処理費用・原状回復費用の補助制度」、または一時的な「公費立替え制度」、民間保険（孤独死保険）の加入補助等の仕組みを早期に創設すること。

２．大和市福祉事務所（生活援護課等）の運用見直しと支援強化

故人の口座に預貯金が残されているようなケースにおいて、「死亡したから関係ない」と突き放すのではなく、行政が遺産管理人や関係各所、社会福祉協議会等と連携し、スムーズな清算が行えるよう遺族・貸主間の仲介や事務手続をサポートする体制を整備すること。

令和８年９月大和市議会第３回定例会第１日

令和８年８月２７日提出

<table>
<tr><td colspan="2">請　　願　　文　　書　　表</td></tr>
<tr><td>番号　　　８－３</td><td>受付　　令和８年８月１９日</td></tr>
<tr><td colspan="2">件名
憲法改正の正当性と手続について十分かつ慎重な議論を求める請願書</td></tr>
<tr><td colspan="2">紹介議員
堀合　研二郎　　高久　良美　　布瀬　恵　　吉田　奈々
石田　裕　　大波　修二　　堀口　香奈</td></tr>
</table>

請願の趣旨

現行の「日本国憲法」は、さきの大戦の痛ましい結果を受け、日本の「恒久の平和を念願」して制定された､戦後８１年目の今日にまで及ぶ我が国の徹底した平和主義の基盤となるものです。

また、一人一人が生まれながらにして持つ権利を保障し、この国に暮らすあらゆる人が主権を持つ個人として大切にされ、一人も漏れることなく安心して今と未来を生きていくための尊厳の基盤でもあります。

そして大和市においては、「すべての国の核兵器の廃絶と軍縮を全世界に強く訴えるとともに、人類の永遠の平和を希求し、真の恒久平和を実現」することを目指す「大和市平和都市宣言」を有しており、日本国憲法とは理念の重なる部分が多いと考えます。

しかし、昨今の性急かつ議論が不十分なまま進められている憲法改正への動きは、市民生活の実態及び地方自治体が目指す平和都市の理念と大きく乖離しており、非常に強い懸念を抱いています。

「平和都市宣言」を有する大和市がそうであるように、地方自治体は住民の命と暮らしを守る最前線です。そこで私たちは、私たちが暮らす大和市に対し、下記の行動を求めます。

請願項目

１．大和市議会から国に対し、下記内容を盛り込んだ意見書を提出すること。

（※詳細な意見内容については「別紙」を参照）

①立憲主義の精神に基づき、憲法の三原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の原則を堅持すること。上述の三原則と矛盾しない改憲議論を行うこと。

②国民投票法の再改定を実施し､「最低投票率の定め」と「インターネットのＣＭや資金について規制する内容」の導入を検討すること。

③改憲議論に当たっては、徹底的な熟議及び国民へ公正かつ丁寧な説明を行うこと。国民の深い

理解が行き渡らず合意が得られていない状況において、拙速な改憲発議を行わないこと。

２．大和市内にて、市民が改憲を取り巻く議論を正確に理解するための基礎的な憲法教育、及び人権教育に取り組むこと。

一般市民を対象とする講座や講演会や、大和市平和都市推進事業の一環として行う学習機会など、憲法をテーマとする教育や啓発を行うこと。改憲への賛否ではなく、現行憲法・主権・基本的人権とはどういうものかを市民が学習できる機会を求める。

３．非核三原則の見直しの議論に反対の立場を明確に示すこと。

大和市議会としてのスタンスを明らかにし、非核三原則に関する国への意見書を求める。

別紙

憲法改正の正当性と手続きについて十分かつ慎重な議論を求める意見書（案）

趣旨

現行の「日本国憲法」は、さきの大戦の痛ましい結果を受け、日本の「恒久の平和を念願」して制定された、戦後８１年目の今日にまで及ぶ我が国の徹底した平和主義の基盤となるものである。また、一人一人が生まれながらにして持つ権利を保障し、この国に暮らすあらゆる人が主権を持つ個人として大切にされ、一人も漏れることなく安心して今と未来を生きていくための尊厳の基盤でもある。

現在、自衛隊明記や緊急事態条項創設などの改憲４項目をはじめとして、国の憲法審査会にて憲法改正についての議論が行われている。しかし、昨今の性急かつ議論が不十分なまま進められている憲法改正への動きは、国民生活の実態、及び地方自治体が目指す平和都市の理念とは大きく乖離している。

こうした状況を受け、全国各地の市町村から改憲に反対する意見書や、非核三原則の堅持を求める意見書が提出される動きが見られる。「すべての国の核兵器の廃絶と軍縮を全世界に強く訴えるとともに、人類の永遠の平和を希求し、真の恒久平和を実現」することを目指した「大和市平和都市宣言」を有する大和市からも、以下に４つの懸念点を指摘し、憲法改正の正当性と手続きについて十分かつ慎重な議論を求める意見書を提出する。

現在の改憲議論に関する懸念点

１．　改憲の議論の前提としての現行憲法の理念及び立ち位置の確認の必要性

憲法は「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の三本柱を中心とした立憲主義に基づき、国家の在り方について定める最も重要な土台となるものである。日本が多くの犠牲を生み出したかつての戦争の反省から、また同じ過ちを繰り返さないために、人々の自由や尊厳を徹底して守ることを意図した条文がつくられた。政府の行為によって戦争の惨禍が起きたということも前文に明記されており、憲法尊重義務は国家・政府に対して課されている。

最高法規かつ国のあり方の土台である憲法を変えるとなれば、それぞれの条文が何を定めたもので、文言が変わることで解釈がどのように変化するのか、その変化は具体的にどのような制度に影響し、人々にどういった形で適用されるのか、誰の行動を縛る法規となるのか、さらにはその憲法がいかなる悪意の下にも決して濫用されることのないものであるか、といったことを一つ一つ丁寧に確認していく必要がある。

２．　国民投票法改正案の内容不足

７月２４日に成立した「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第７３号)」では、前回５年前の改正の際に検討事項とされた、テレビやインターネットのＣＭや資金の規制がないこと、最低投票率が設定されていないことなど、国民投票法が抱える根本的な欠陥について検討されなかった。

仮に資金力による印象操作が行われてしまえば、適切かつ十分な議論に基づいた民意の反映ではなく、ただ資金力や組織力を持つ者の意向が反映される改正となってしまう懸念がある。

熟議を経ない「改正」を防ぎ、改正の際には主権者である国民の意思を反映することを意図して、書き込まれたのが憲法９６条である。「日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法)」はその主旨を踏まえて整備、運用されるべきである。

３．　国民の理解不足・情報不足

憲法改正案の具体的内容やその問題点に関する議論について、政府が国民に対して十分に説明を尽くしているとは言えず、メディアによる報道も不十分である。また現行憲法が憲法尊重義務を国民ではなく国家権力側に課していることなど、法規のそもそもの性質が十分に知られていない状況であることは明らかである。憲法改正の是非を国民投票で問うにあたり、それを判断するために十分な情報が国民の元に行き渡っているとは言えない。

４．　議論の優先順位が適切でない

各種世論調査が示すように、国民が「いま政府に最も取り組んでほしい課題」として切望していることは物価高対策や経済政策、社会保障・少子化対策であり、憲法改正の優先度は常に下位層に位置している。またさきの熊本での震災を受けて、災害の多い我が国において平時からの防災政策を求める声も高まっている。政権の支持率低下からも窺えるように、「まずは目の前の暮らしや経済を」という国民の要望を汲み取らず、拙速な憲法改正議論を進めることは国民の望むことではない。

要望内容

以上を踏まえて、政府及び国会に以下３点を求める。

１．立憲主義の精神に基づき、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三原則を堅持すること。
　上述の三原則と矛盾しない改憲議論を行うこと。

２．国民投票法の再改定を実施し、「最低投票率の定め」と「インターネットのＣＭや資金について規制する内容」の導入を検討すること。

３．改憲議論に当たっては、徹底的な熟議及び国民へ公正かつ丁寧な説明を行うこと。国民の深い理解が行き渡らず合意が得られていない状況において、拙速な改憲発議を行わないこと。

令和８年　　月　　日

大和市議会

衆議院議長　　　森 英介

参議院議長　　　関口 昌一

内閣総理大臣　　高市 早苗

厚生労働大臣　　上野 賢一郎

令和８年９月大和市議会第３回定例会第１日

令和８年８月２７日提出

陳　情　文　書　表	
番号　　　８－１０	受付　　令和８年８月１７日
件名 非核三原則の尊重と堅持を求める意見書を国に提出することを求める陳情書	

１　陳情の要旨

地方自治法第９９条に基づき、貴議会においては、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、唯一の戦争被爆国である我が国の国是として、非核三原則を尊重し、堅持するよう国に求める意見書の提出をお願いいたします。

２　陳情の理由

広島・長崎への原子爆弾の投下から８１年が経過する中、我が国は原爆投下による惨禍を経験した唯一の戦争被爆国として、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を長年にわたり基本的な立場として掲げてきました。この原則は、国会においても繰り返し確認され、国際社会に対する我が国の基本姿勢を示す重要なものです。

今日、国際社会の緊張の高まりから、安全保障環境は一層厳しさを増す中、戦争被爆国としての倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められています。

非核三原則は、我が国が核兵器に依存しないという明確な意思を示すものであり、現実的な安全保障政策の下でも、その核心となる理念は揺らぐべきではありません。

令和８年９月大和市議会第３回定例会第１日

令和８年８月２７日提出

陳　　情　　文　　書　　表	
番号　　　８－１１	受付　　令和８年８月１９日
件名 避難所の早急な整備についての陳情書	

陳情の趣旨

熊本地震、千葉県の豪雨等、自然の脅威による大きな被害が続いています。被害に遭われた方々にはお見舞い申し上げます。

しかるに、こうした自然の脅威を受けるたびに、市民は大きな影響を受けています。想定されていることに準備がされないのなら、人災と言えます。備えは、市民一人一人にも課せられるものです。我が家はローリングストックを行っています。居住している共同住宅は耐震基準を満たしていることを確認しています。地震保険にも加入しています。

行政としても市民の安全を守るべく、様々な施策が用意されているのを承知しています。そこで、ここでは、避難所の整備のスピードアップを陳情します。

・補正予算を講じて、市内公立学校等の避難所の整備を早急に進めること。
・整備に当たっては、スフィア基準を念頭に、市民のプライバシーや健康、安全等に配慮したものにすること。
・具体的には以下のとおり。
・良眠を得ること、安心して滞在のできる居住環境
・清潔を保つことができる入浴設備、洗濯設備
・衛生を保つことのできるトイレ設備
・必要な栄養を得ることができる調理設備
・それぞれの事情、乳幼児、妊婦、障害のある人、介護が必要な人等に配慮した設備